

平成 28 年 10 月 24 日

0 歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！
— 家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生しています —

0 歳児における不慮の事故死の中では、窒息によるものが占める割合が高く、特に就寝時の窒息死事故が多数起きています。

1. 消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報を入手・分析したところ、平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間で、0 歳児の就寝時の窒息死事故が、160 件（不慮の事故死全体（502 件）の 32%）確認されました。
2. 窒息事故の防止のため、できるだけベビーベッドを使用し、子供が払いのけられる子供用の軽い掛け布団や、顔が埋まらない固めの敷き布団や枕を使うなどの注意が必要です。また、1 歳になるまでは、寝かせる時はあお向けに寝かせましょう。

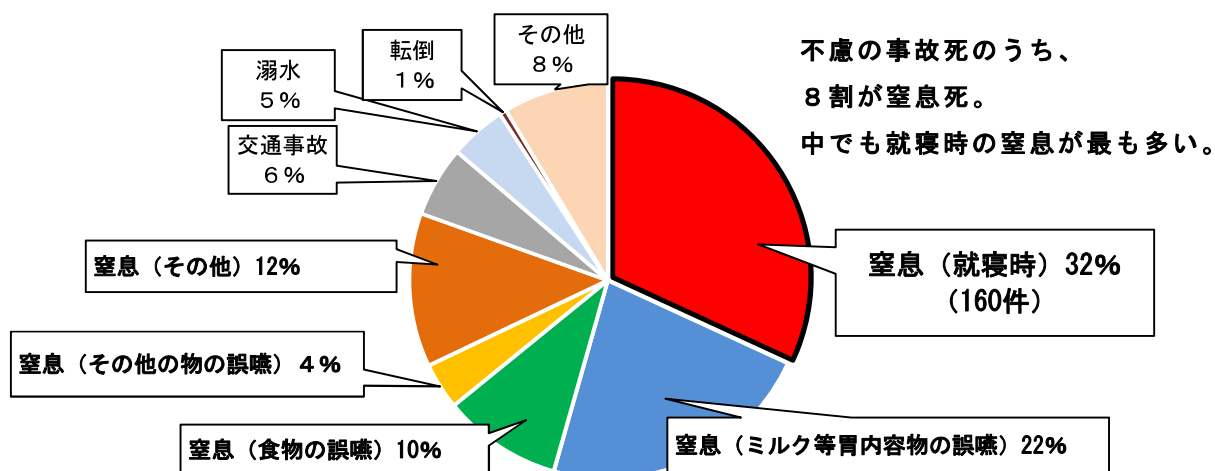
※なお、子供が事故や窒息ではなく原因不明で突然死亡してしまう、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）という病気があります。厚生労働省によると、あお向けに寝かせることで、SIDS の発症率が低くなるというデータもあります。

1. 事故情報

（1）就寝時の窒息死事故の発生件数

消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報（平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間分）を入手・分析したところ、0 歳児の就寝時の窒息死事故が 160 件（不慮の事故死全体（502 件）※1 の 32%）確認されました。そのほとんどが家庭内で発生しています。

図 1：0 歳児の不慮の事故死の原因



※ 1. 地震などの自然災害を原因とするものを除く。

(2) 事故の状況

0歳児の就寝時の窒息死事故の状況は、次のとおりです。

図2：0歳児の就寝時の窒息死事故の状況

事故の状況	件数
顔がマットレスなどに埋まる	33 件
掛け布団等の寝具が顔を覆う・首に巻き付く	17 件
ベッドと壁の隙間などに挟まれる	13 件
ベッドからの転落に起因する窒息	7 件
家族の身体の一部で圧迫される	5 件
ベッド上の衣類やクッション等で顔を覆われる	4 件
その他、詳細不明	81 件
計	160 件

2. 消費者の皆様への注意喚起

0歳児に多い就寝時の窒息事故のリスク低減のためには、首すわり、寝返り、お座りといった発達状態に応じた特徴に配慮した寝具の利用や就寝の仕方に注意が必要です。

【具体的な注意ポイント】

①大人用ベッドではなく、できるだけベビーベッドに寝かせ、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に合格した製品であることを示す、PSC マークが貼付されたベビーベッドを選びましょう。また、子供は日々成長し、できることが増えるため、動かないだろうと油断せずに、柵は常に上げておきましょう。 ※後述の<参考>(1)、(2)参照。

②子供用の軽い掛け布団を使用し、敷き布団やマットレス、枕は、子供用に固めの物を使用しましょう。

掛け布団は、子供が払いのけられる軽いものを使用し、顔に被らないようにしましょう。また、ふかふかした柔らかい敷き布団やマットレス、枕は、うつぶせになった場合に、顔が埋まってしまい、鼻や口が塞がれて窒息するリスクがあります。



③寝ている子供の顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いてしまったりする物は置かないようにしましょう。

子供は、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。このため、枕、タオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどが口や鼻を覆ったり、紐などが首に巻き付いたりしてしまいうリスクがあります。



④寝室には、子供の頭や顔が挟まってしまう隙間をなくしましょう。

子供は寝ている間に動き回り、ベッドと壁の隙間などに挟まってしまい、窒息や思わぬ怪我をするリスクがあるため、周囲の隙間をなくしましょう。ベビーベッドの場合は、柵とマットレスや敷き布団の隙間をなくしましょう。

⑤1歳になるまでは、寝かせる時はあお向けに寝かせましょう。

うつぶせは、窒息のリスクがあります。また、子供は寝返りをするので、あお向けで寝かしつけても上記①～④のような注意が必要です。

⑥添い寝をしたまま寝込んでしまい、保護者の身体の一部で子供を圧迫してしまわないように注意しましょう。

保護者が寝かしつけの時に、添い寝をすることがあると思いますが、意図せず寝込んでしまい、子供を身体で圧迫してしまわないように注意が必要です。

<参 考>

(1) 国内のベビーベッドの安全基準について

ベビーベッドは、国が定めた安全基準に適合していることを示す表示、「PSC マーク」を付した製品でなければ、国内で販売できません。ベビーベッドに「PSC マーク」の表示があるか確認しましょう。



PSC マークは Product (製品)、Safety (安全)、Consumer (消費者) を表し、国の定めた安全基準検査に合格した製品に付いています。対象製品には、製造又は輸入業者に国の安全基準に適合しているかどうかの自己確認が義務付けられている「特定製品」と、その中で更に第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」があります。特別特定製品には乳幼児用ベッドも指定されています。

(2) 欧州連合 (EU) の子供の寝具利用に関する注意喚起

欧州連合 (EU) が発行する「EU Child Product Safety Guide」では、子供の大人用ベッドの利用について、注意喚起を行っています。

(以下は、消費者庁で仮訳し、編集したものです。)

1) 大人用ベッドの危険性

- ・ベッドと壁の間、又はベッドと他の物との間へ挟まれる。
- ・大人用ベッドからの転落。
- ・大人用ベッドから、衣類やプラスチック袋などの柔らかい物に転落し窒息。
- ・柔らかい寝具やウォーターベッドによる窒息。子供が沈みこんでしまうため、うつぶせで寝ていると、頭を持ち上げることが出来ない。
- ・一緒に寝ている人の身体や、ベッド上の毛布や枕により、頭、喉、腹部が挟まれる。 など

2) 大人用ベッドを安全に利用するために

- ・ 2歳未満の子供を大人用ベッドに1人にしない。また、常に、うつぶせではなくあお向けに寝かせる。
- ・ 世話をする人が大人用ベッドに子供と一緒にいる場合は、窒息の原因となり得る柔らかい毛布や枕は置かない。 など

(3) 平成28年11月の乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間について

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡してしまう病気です。死に至る原因が分からない病気で、窒息などの事故とは異なります。平成27年度には96名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因の第3位となっています。

厚生労働省は、平成11年度から、毎年11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するとともに、重点的な普及啓発活動を実施しています。

厚生労働省によると、SIDSの予防方法は確立していませんが、1歳になるまでは、寝かせる時はあお向けに寝かせることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

厚生労働省ホームページ

11月は「乳幼児突然死症候群(SIDS)」の対策強化月間です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140459.html>



本資料に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 吉村、白石、小林

TEL : 03(3507)9200 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>